

# ねりまユニオン

編集発行：練馬ユニオン編集委員会  
連絡先：練馬区 練馬1-16-16-101  
サポートねりま内  
TEL 03-3994-2088  
E-mail：[support@nerimaunion.org](mailto:support@nerimaunion.org)  
HP：[www.nerimaunion.or/](http://www.nerimaunion.or/)

## 時給 1500 円以上の最低賃金補償！

今年、4月「働き方改革」法の施行、統一自治体選挙、夏の参議院選挙、消費税引き上げと課題が目白押しです。

安倍政権は、自衛隊を明記する9条改憲論議を推し進め、「戦争ができる国づくり」を何が何でもやり遂げようと前のめりになっています。

平和・護憲運動の闘いは、労働組合の真価もまた問われる年となるでしょう。

練馬地域ユニオンの課題は、練馬全労協など地域における労働者の共闘を実現し、市民運動とも連携して、最低賃金を引き上げ、公共サービスの充実など、職場と地域を結び付けて大衆運動をつくることです。

そして、安倍首相の9条改憲を阻止する運動を担い、統一自治体選挙、参議院選挙を闘い、立憲野党の躍進を勝ち取り、安倍政権を退陣させることです。

日本の現状は、2008年リーマンショック以降、貧困と格差拡大が10年も続き労働者の暮らし向きは一向に良くなりません。アベノミクスの6年は失敗におわり、GDPの成長率はわずかに1.2%にとどまっています。国民の実質所得は減少し、増えたのは低賃金で不安定な非正規雇用です。安倍政権による社会保障の連続改悪で将来不安が高まり、可処分所得から消費にまわす割合（消費性向）が下がり、エンゲル係数は急上昇し、食べるのに精いっぱいという状態です。一方、大企業には大きな恩恵をもたらしました。法人企業の経常利益は1.7

倍に膨れ上がり株主配当、役員配当、内部留保金の増大となって現れています。

こうした状況を打開するには、労働組合の果たすべき役割が大きいのですが、結成30年を迎えた「連合」のたたかいはどうでしょう。

全労協は、小さいながらも「8時間働けば暮らせる社会を！大幅賃上げを勝ち取ろう！」との19春闘方針を掲げ、闘い準備を進めています。

具体的には、①どこでも誰でも月額20万円以上、時給1500円以上の最低賃金補償。②非正規労働者の差別反対、均等待遇の実現。外国人労働者の処遇改善（入管法改悪反対、技能実習制度の廃止）等要求実現を目指しています。

練馬ユニオンへの労働相談も、「就業規則も知らない、時給がいくらかもはっきりしない、契約書もあるか分からない」「シフト勤務を削減された、一方的な配転を受けた」等、中小未組織の労働者から様々な問題が持ち込まれます。会社側は代理人（ほとんどは弁護士）を立て、不誠実対応が多くなっているのが特徴的です。今後ともユニオン運動への期待は大きくなるでしょう。練馬地域ユニオンは、地域にしっかり根を広げ大衆運動の一端を担っていく方針です。

共に団結して前に進みましょう。

# 私たちの働く職場 練馬区の図書館を守りたい!

## 「図書館司書のストライキ」を掲げて

### 練馬区立図書館専門員労働組合

練馬区立図書館専門員労働組合（以下専門員労組）は練馬区立図書館で働く非常勤職員の図書館専門員、主任図書館専門員 57名の組合です。区の5年雇用止や民間委託方針による雇用や働き方に関わる攻撃にこれまでも度々さらされてきました。その結果現在は練馬区立図書館12館の内9館は民間の指定管理者制度による民間の運営に移り、残りの直営3館のうち2館に配置されています。

2018年7月に練馬区は常勤職員が勤務する石神井図書館と図書館専門員が配置されている練馬図書館の両館に指定管理者制度を導入する提案をしてきました。直営3館による現行の運営体制は、練馬区立図書館に指定管理者制度を導入するに際して、行政が責任を持って図書館運営を行うために不可欠なものとして区が提示したものです。それにも関わらず、現行の運営に何ら問題はないとしながら「民間でできるものは民間でが区の方針」「当時とは時代が変わった」と、「練馬区の図書館はこれではダメになってしまう」という専門員労組の根拠を示した主張にまっとうに答えませんでした。

とりわけ争点になったのは、図書館専門員の「スキルに引き続き期待する」としながら、そのスキルアップを図るために不可欠な利用者との接点の場であるカウンター業務から図書館専門員を排除するというにありました。直営のままの光が丘図書館はカウンターが既に民間委託されています。指定管理館の運営状況を区としてチェックするモニタリングも、区立図書館として水準の統一を図るためのマニュアル作成も現場を知らなければできません。今回の問題の一つはこうした練馬区の図書館の今後のあり方に関わる点でした。

もう一つは雇用の問題です。区は解雇をしないと云いつつ、提案は公立図書館で働くことを



させない提案でした。図書館専門員は公立図書館で働くために図書館専門員になったのですから他の非常勤職へ回すことは解雇そのものです。これまでは民間委託の拡大はあっても図書館で働くことだけは残りました。そのため不満でも妥協できたのですが今回は専門員労組にとって後がないものになりました。

交渉が進展しない状況で専門員労組は「出来ることは何でもしよう」と、交渉と並行し、議会への陳情、ロビー活動、区民への働きかけなどを行い、区に対しては専門員労組から提案撤回要求を出し、回答しだいではストライキも辞ないと19日にストライキを構え闘ってきました。

12月18日の組合要求の回答期限に区からカウンターの必要性を認め、光が丘のカウンターに専門員を配置するとの回答を得ました。専門員労組はこれを一步前進とし引き続き交渉を継続するためストライキの延期を決定しました。延期としたのは、この回答では全員が光が丘図書館に行けるかは明らかにされていないからです。1月21日光が丘図書館に専門員全員を配置する回答を得て、今後の練馬区立図書館のサービス低下に一定の歯止めをかけられる道筋をつけられると判断し石神井、練馬両図書館への指定管理者制度導入提案に対して断腸の思いで妥結しました。（文責 三澤）

# 練馬地域ユニオン労働相談からまなぶ 10

## ★労働相談：時間外労働と割増賃金について。

変則勤務であるが所定労働時間以上に勤務している日もある、また午後10時以降の勤務もあり割増賃金が発生しているのではないのでしょうか。

## ★回答：割増賃金が必要な場合

使用者が労働者を

①法定労働時間を超えて働かせたとき（時間外労働）、②法定休日に働かせたとき（休日労働）、③午後10時から午前5時までの深夜に働かせたとき（深夜労働）には、政令で定められた割増率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。（労働基準法第37条第1項・第4項）

法定労働時間までの法内残業に対しては（例えば、所定労働時間が7時間であるときの、1時間の所定外労働）、割増賃金の支払いは労基法が強制するわけではなく、使用者の自由に任されています。その扱いは就業規則等の定めにて委ねられますが、実際には割増賃金が支払われることが多いようです。

タイムカード等の勤務時間の記録をみて時間外労働時間を確認してください。

## 1. 割増賃金の算定

割増賃金は、「通常の賃金」（所定労働時間1時間当たりの賃金）に時間外労働等の時間数を乗じて得た金額に、割増率（時間外労働、深夜労働は2割5分以上、休日労働は3割5分以上）を乗じて計算されます（労基法37条1項、4項、労基則19条）。時間外労働が深夜労働に重なる場合は、その部分は5割増以上になります。休日労働が8時間を超えても3割5分増し以上の上のままですが、深夜労働と重なる場合は6割増以上となります。（労基則20条）

## 2. 使用者の残業時間把握義務

労働基準法が、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は労働時間を適正に把握するなど、労働時間を適切に管理する責務を有しているとされています。

参考資料 「東京都労働相談情報センター 使用者のための労働法」



## 健康的な血管を保とう

健康な血管を保とう

大は血管とともに老いる」という言葉がありますが、血管の状態はこれまでの生活習慣などに影響を受け変化していきます。健康な血管はある程度しなやかですが、加齢とともに弾力を失い動脈硬化が進み、血管内が狭くなることで高血圧や心臓病などの循環器疾患のリスクが高くなってしまいます。そこで、今回は健康な血管を保つために必要な、日常生活に取り入れることができる予防・対処法について取り上げていきます。

血管は外膜・中膜・内膜の3層構造となっており、外膜は血管壁を外部から保護しており、中膜は血管壁の収縮や拡張を支える筋肉でできています。そして、内膜は内皮細胞という部分から「酸化窒素」を産生して放出します。

酸化窒素は、血管の内皮細胞で作られるガス状の気体で、英語に訳した言葉「Nitric oxide」の頭文字をとってNO（エヌオー）と呼ばれており、血管を柔らかくし拡張させ血栓の予防や動脈硬化を抑制する働きがあることがわかっています。このNOは、年齢とともに生産量が減るとされていますが、運動によって内皮細胞の機能が高まり分泌量が増加させることが可能との研究結果もあります。

運動の種類や強度としては、ウォーキング、早歩き、や軽いジョギングなど少し汗ばむけれどきつすぎない、中程度の強度での有酸素運動が有効であるとされており、目安として1日30分程度、週3回ぐらいを継続することが勧められています。一見すると少し大変に思えるかもしれませんが、まとめて30分続ける必要はなく、ちよつと買物に出かけるときや通勤の際の移動を早足で行えば、十分良い運動になります。これは一般的に見て高血圧などの疾患を持っている人でも、安全に行える強度とされています。寒い日が続く、血圧が気になる季節です、血管の健康を保ちたい方は日頃から意識して取り入れてみてはいかがでしょうか。

2019年2月12日 開催

“図書館司書のストライキ”を掲げて  
練馬区立図書館専門員労働組合経過報告会での宣言

## 宣 言

私たちが、非常勤雇用の待遇改善と、「健康で安心して働きつづけられる職場」を目指し、練馬区立図書館専門員労働組合を結成して、21年が経ちました。しかし、図書館をとりまく労働環境が、改善される兆しは見えません。

図書館は、地域に根ざし、誰もが平等に情報にアクセスできる、市民生活を支える基盤です。にもかかわらず、その現場の多くは、不安定な雇用条件のもと、低賃金で働く非正規の司書によって支えられています。その熱意と努力に、民間・直営の区別はありません。

この状況を変え、図書館で働くすべての人が、専門職としての誇りを持って、安定した待遇のもと力を尽くせる環境を作っていかなければ、図書館を守り、次の世代に引き継いでいくことはできません。

社会に広く問題を投げかけるきっかけとなった、このたびの労使交渉を経て、私たちは、すべての図書館員が力を合わせて行動していく必要性を強く感じています。

それぞれの現場が起こす小さな風が、全国の図書館員をつなぎ、やがて大きな力になって図書館の未来を変えていくことを信じて、私たち練馬区立図書館専門員は、以下のことを宣言します。

1 私たちは誰もが安心して暮らせる地域の拠点としての図書館作りを目指し、図書館を必要とする総ての利用者のために働きます。

2 私たちは司書の専門性に敬意を払わず、働くものを幸せにしない指定管理者制度には反対します。

3 私たちは日本全国、総ての図書館員が誇りを持って働けるよう、その地位向上と待遇改善のために活動します。そのためにあらゆる努力を惜しみません。

2019年2月12日  
練馬区立図書館専門員一同